

※職員記入欄

宛名番号

メモ

受付印

市民税・県民税申告書
(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)
令和 年度 (令和 年分相当分)

令和 年 月 日

山口市長 殿

納税義務者 氏名: ふりがな _____ (印)

生年月日: _____ 年 月 日

住 所: _____

電 話: _____

○ 確定申告した (予定含む) 上場株式等の所得

			住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む) と住民税 5% の合計 20.315% の税率であらかじめ源泉徴収 (特別徴収) されているものとなります (所得税 20.42% を源泉徴収されているものは対象ではありません。)

(注意) 上記の表の住民税の源泉徴収税額に記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

○ 住民税で選択する番号に○をつけてください。

- 上記の確定申告した (予定含む) 上場株式等の所得について、住民税では申告しません。
- 上記の確定申告した (予定含む) 上場株式等の所得について、住民税では下記の所得とします。
(例 確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告)

住民税での上場株式等の所得

			住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

◆ 上場株式等に係る譲渡損失の金額 (繰越控除額) を変更する場合は下記を記入してください。

本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く繰越控除額	円
本年分で分離課税配当所得等の金額から差し引く繰越控除額	円
翌年以降に繰り越される損失の金額	円

※ 申告不要制度 (住民税では申告しない) を選択した場合は、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除の適用はありません。